補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」）のうち仕入控除税額相当額については、「消費税等に係る仕入控除税額報告書(以下「報告書」)」に記入して提出いただき、後日、県に返還いただく必要があります。

**失念等による報告漏れの防止や、事務作業簡素化の観点から、この事業においては基本的に補助対象経費に消費税等を含めないで、申請書等を提出してください。**

ただし、元々「補助金に係る仕入控除税額が０円」となる場合や、「補助対象経費に消費税等を含め、そ

の後、仕入控除税額確定後の返還」を希望する場合は、消費税等を補助対象経費に含めて計上できるものとします。なお、その場合は「報告書」の提出が必要になります。

